平成２８年（フ）第７０号
千葉県木更津市貝渕１丁目10番２号
債務者　北村　澄江
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第７１号
千葉県木更津市貝渕１丁目10番２号
債務者　北村　智宏
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第７５号
千葉県袖ケ浦市蔵波台３丁目１番地34　ハイツ西の谷101号
債務者　時田　　博
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第８１号
千葉県木更津市真舟３丁目10番14号
債務者　松原　信行
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第８６号
千葉県木更津市畑沢１丁目１番57号
債務者　伊藤　利夫
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１１１号
青森県黒石市北美町２丁目53番地28
債務者　浅利スミヱ
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１１２号
青森県黒石市北美町２丁目53番地28
債務者　浅利　久子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１６１号
青森市佃１丁目17番13号　スカイミント205号
債務者　石塚　孝一
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７７号
松江市馬潟町32－１　レオパレスウェルトップ103、住民票上の住所鳥取市美萩野２丁目121番地
債務者　田賀　俊彦
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７号
岐阜県高山市新宮町716番地２
債務者　田中　恭子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第１２３１号
札幌市東区北41条東15丁目３番18―201号
債務者　小林　恵二
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２３２号
札幌市東区北41条東15丁目３番18―201号
債務者　小林百合子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５５号
札幌市豊平区平岸２条10丁目２番17―405号
債務者　有働　浩二
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３３５号
札幌市北区あいの里２条２丁目３番７号
債務者　長谷川賢人
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４１８号
札幌市豊平区美園10条５丁目４番20―205号
債務者　佐々木勝壽
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４１９号
札幌市豊平区美園10条５丁目４番20―205号
債務者　佐々木知惠子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４５９号
札幌市豊平区月寒東１条16丁目１番20号　月尚苑101号
債務者　星野　悦子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４７７号
札幌市北区新琴似１条２丁目11番５号　大槻マンシヨン
債務者　藤岡　義雄
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部